

人権が尊重される社会を目指して

～ 広川町小・中学校教職員合同 人権・同和教育研修会 ～

☎生涯学習課人権・同和教育係 ☎0943-32-0093

広川町小・中学校教職員合同
人権・同和教育研修会

8月6日(木)、福岡県人権研究所啓発部会長の鍋山公一さんを講師に迎え、広川町小・中学校教職員合同人権・同和教育研修会が行われました。



演題「広川町人権問題に関する
住民意識調査の結果から考える」

昨年8月に行われた「広川町人権問題に関する住民意識調査」の結果を基に講義が進みました。この調査は、今年3月に結果報告書が作成され、調査対象は無作為で抽出した18歳以上の1500人です(回収率43・6%)。

「差別の現実から深く学ぶ」をテーマに、調査結果から読み取れる次の課題について、参加者も一緒に考えました。

「寝た子を起こすな論」の問題点を3つの側面から考える

▼科学的側面

「あなたは部落差別(同和問題)に関する知識や情報を、主に何を通して得ていますか」(令和8年広川町人権問題に関する住民意識調査より)

- ・学校教育を通して 58.5%
- ・家族や親族を通して 27.2%

→正しい情報・知識が大切

▼情報化の側面

・さまざまな間違った情報の氾濫(はんらん)
・「ネットで起こされる」現実
→誰もがネットで出会う可能性がある、正しく判断する力が必要

▼歴史的側面

1871年「身分廃止令」、1965年「同和对策審議会答申」を経て、約100年近く、寝た子を起こさずにいた。
→差別は解消されなかった

寝た子を起こすな論の問題点を3つの側面から考える

次に、「同和問題はそっとしておこう」という考え方や、いわゆる「寝た子を起こすな論」について、科学的側面・情報化の側面・歴史的側面から問題点を考察しました。

同和問題について、一人ひとりが関心を持ち、行動することで、初めて解決に向かいます。差別を許さない生き方を選択できるよう、人権意識を高めていきましょう。

・「人権問題について関心がある(約7割)」をどう考えるか

同和問題の解決に必要なこと

- ・同和問題の解決と忌避意識(きひ)や排除意識の関係
- ・実現できた部落差別をなくす取り組みの認知
- ・義務教育教科書無償制度
- ・高校奨学金制度
- ・戸籍や住民票の閲覧制限

住民意識調査の結果を見ると、約4割の人が「寝た子を起こすな論」を肯定していることが分かりました。果たして、この考え方で問題は本当に解決するのでしょうか？

結論、「寝た子を起こすな論」で同和問題は解決しません。人々の差別意識が解消されずに残っている限り、同和問題そのものが解消されることはないからです。

【参加者の感想】

・研修を受ける度に、自分の人権感覚や知識量、子どもたちの前での自分の姿勢について考えさせられます。今の自分では、自信を持って「人権・同和教育に向き合えている」と言えないと感じました。今回学んだことを忘れず、考え続けていきたいと思っています。

・変わるべきはマジョリティ側の意識であり、人権学習は社会の変革を目指すためのものだと思います。社会を変えるのはマジョリティ側の気づきと行動であることを認識し、自分の考えを改めて確認できました。



マジョリティとマイノリティ

マジョリティは、その集団の中で人数が多い側(多数派)で、マイノリティは、人数が少ない側(少数派)です。

社会の中で立場が弱くなりやすい人々をマイノリティと呼ぶこともあり、社会的に不利を受けやすい立場の人々を含みます。